

委員会提出議案第3号

厚生労働省による公立・公的病院の統合・再編方針の再検討と地域医療の  
充実を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び鳥取市議会会議規則  
（昭和43年議会告示第1号）第14条第2項の規定に基づき、上記の議案を別紙の  
とおり提出する。

令和2年6月25日提出

提出者 鳥取市議会福祉保健委員会  
委員長 星 見 健 蔵

鳥取市議会議長 山 田 延 孝 様

厚生労働省による公立・公的病院の統合・再編方針の再検討と地域医療の  
充実を求める意見書の提出について

厚生労働省は昨年9月26日、既に各地域で合意している2025年地域医療構想を踏まえた公的・公立病院の具体的対応方針に関し、再検証を要請する424病院を、突然名指しで公表した。424病院の中には、鳥取県の4病院（町立岩美病院、町立西伯病院、町立日南病院、鳥取県済生会境港総合病院）が含まれており、病院がなくなるのではないかと関係自治体、町民・市民、病院関係者、医療関係者に大きな衝撃と不安をもたらした。再編・統合の対象とされた4病院は、いずれも医療資源が乏しい地域において、住民の命と健康を守る上で欠かせないものであり、安心して住み続けられる地域づくりに欠かせないものである。厚生労働省が、一方的に病院名を名指しで公表したことに、国の医療行政に対する不信が一気に広がった。

各医療機関の在り方に対して、政府・厚生労働省が病院名まで上げ、事実上強制ととれる要請を行う今回の病院名の公表は行うべきでなかった。

また、地域医療構想は、各県、各自治体が検討した計画をもとに進めており、国は地方で深刻な医師不足などの解消や、どこに住んでも安心して暮らせる地域医療の堅持のための支援にこそ力を入れるべきである。ましてやこの間、新型コロナウイルス感染症の脅威を経験する中で、公立・公的病院が果たす役割の大きさは証明済みである。

以上の観点から、公立・公的病院統合・再編の方針を再検討し、いつでも・どこでも・誰もが必要な医療を受けられ、安心して住み続けられる地域医療を構築することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月25日

鳥取市議会議長 山田延孝

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
様